租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税） （法人事業税、法人住民税：義（自動連動））（地方税）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税） （住民税：外（自動連動））（地方税）
3	内容		《制度の概要》 法人が、土地改良法による換地処分[注1]又は交換分合[注2]により交換取得資産を取得した場合、圧縮限度額（交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の簿価額を控除した残額）の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。 注１）換地処分とは、ほ場整備事業等の実施による農用地の区画形質の変更に伴い、工事前の土地に対し、その土地に代わる工事後の新たな土地（換地）を定め、一定の法手続を経た後、当該換地を工事前の土地とみなす行政処分である。 注２）交換分合とは、分散している農用地を、区画、形状、地番を変更することなく、所有権や使用収益権を移転又は消滅・設定することにより農用地の集団化を行う事業である。 ※換地及び交換分合は、土地改良事業において農用地の集団化を図るため、従前の土地に係る権利関係を再編等する制度である。これらの手続は、所有権を事業目的に即して再配置するものであり、新たに資産の取得や処分を行うことを目的としたものではないことから、実質的な資産の増減や収益を生じさせるものではない。
			《関係条項》 租税特別措置法第 65 条
4	担当部局		農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和3年度～令和7年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和 44 年度　創設
7	適用期間		恒久措置

8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 　基盤整備の実施による担い手への農地の集積・集約化、農地の大区画化の推進。
				《政策目的の根拠》 〇土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号） （目的及び原則） 第１条　この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もつて農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。 ２　土地改良事業の施行に当たつては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。 〇食料・農業・農村基本計画（令和７年４月 11 日閣議決定） 第４　食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 ２　食料自給力の確保 （３）農業の生産基盤の確保に向けた取組 ② 農業生産基盤の整備・保全 （４）生産性向上に向けた取組 ① 生産性向上に対応した基盤整備 ア スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備 〈食料、農業及び農村に関する施策の KPI〉 担い手への農地集積率：60.4%(2023 年度)→７割（2030 年度） 〇土地改良長期計画（令和７年９月 12 日閣議決定） 第４　政策課題を達成するための目標と具体の施策 １　政策課題と政策目標の枠組み 政策課題１：生産性向上等に向けた生産基盤の強化 政策目標１　農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減 （１）担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進 ２　目指す成果と達成に向けて講ずべき施策 イ　施策の成果目標 ② 活動指標 ・ 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率９割以上 〇農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和４年６月 21 日改訂） Ⅲ 政策の展開方向 ６．農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>【大目標】
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

【中目標】
Ⅰ－1　我が国の食料供給

【政策分野】
②食料自給力の確保</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>担い手への農地の集積・集約化、農地の大区画化を推進するため、農業の持続的な発展に必要な基盤整備等を本措置により円滑に実施すること。
〈食料、農業及び農村に関する施策の KPI〉
担い手への農地集積率:60.4%(2023 年度)→7割(2030 年度)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>担い手への農地の集積・集約化、農地の大区画化の推進を図るため、換地処分を伴う基盤整備及び交換分合を実施する場合、本措置により基盤整備が円滑に実施されることにより、農業の持続的な発展に寄与する。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>単位：件
<table><tr><th>区分</th><th>令和
３年度
（実績）</th><th>令和
４年度
（実績）</th><th>令和
５年度
（実績）</th><th>令和
６年度
（実績）</th><th>令和
７年度
（実績）</th></tr><tr><td>適用数</td><td>９</td><td>25</td><td>22</td><td>21</td><td>19</td></tr></table>※　農村振興局土地改良企画課調べ。
※　租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することは困難であることから、毎年度、各都道府県に対して調査を行い、適用数等を把握した。
※　法人税、法人事業税及び法人住民税における適用数については同一。

【算定根拠】
－</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>適用額</td><td>単位：百万円
<table><tr><th>区分</th><th>令和
３年度</th><th>令和
４年度</th><th>令和
５年度</th><th>令和
６年度</th><th>令和
７年度</th></tr><tr><td>法人税</td><td>104.74</td><td>146.86</td><td>92.28</td><td>177.43</td><td>39.93</td></tr></table></td></tr>
</table>

法人事業税	104.74	146.86	92.28	177.43	39.93
法人住民税	24.30	34.07	21.41	41.16	9.26

※　農村振興局土地改良企画課調べ。

※　租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することは困難であることから、毎年度、各都道府県に対して調査を行い、適用数等を把握した。

【算定根拠】

－

③ 減収額

単位：百万円

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
法人税	24.30	34.07	21.41	41.16	9.26
法人事業税	7.33	10.28	6.46	12.42	2.80
法人住民税	1.70	2.39	1.50	2.88	0.65
減収額　計	33.34	46.74	29.38	56.46	12.71

※　農村振興局土地改良企画課調べ。

※　租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することは困難であることから、毎年度、各都道府県に対して調査を行い、適用数等を把握した。

【算定根拠】

別紙のとおり

④ 効果

《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》

換地処分を伴う基盤整備及び交換分合を実施する場合に、本措置があることにより、事業の参加に対する法人の理解が得られやすいことから、基盤整備等の円滑な実施が可能となる。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

－

《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

〇本措置の適用のあった基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率

区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
農地集積率	77%	85%	85%	99%	86%

※　農村振興局土地改良企画課調べ。

			※　農地集積率は、本措置の適用があった基盤整備地区への聞き取りにより把握。 農地集積率（%）　＝ 基盤整備事業の完了時における事業実施地区内の地域の中心となる経営体の経営等農用地面積／基盤整備事業の完了時における当該事業の受益面積×100 令和３年度　＝2,353.4ha　/　3,040.0ha×100≒77% 令和４年度　＝2,431.6ha　/　2,870.1ha×100≒85% 令和５年度　＝1,767.5ha　/　2,074.9ha×100≒85% 令和６年度　＝5,840.4ha　/　5,903.6ha×100≒99% 令和７年度　＝1,890.6ha　/　2,191.1ha×100≒86% 本措置の適用のあった地区においては、基盤整備が円滑に実施され、担い手への高い農地集積率が達成されており、農地の大区画化も図られている。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 －
			《適用数（9①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 －
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置が設けられていることにより、基盤整備等が円滑に実施され、担い手への農地の集積・集約化や農地の大区画化が推進されることから、税収減を是認する効果が発揮されているものと考えられる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	担い手への農地の集積・集約化や農地の大区画化を推進するための基盤整備等を円滑に実施する上で、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減させることが効果的である。 このため、予算上の措置（補助事業・交付金事業）と比較して、毎年度の予算額に左右されることなく、時間差なく税負担を軽減する租税特別措置の手法を採ることが妥当であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	換地処分を伴う基盤整備等に対しては国等による補助が講じられているが、換地処分等に伴う課税による事業参加農業者の資産減少を回避するための措置は本措置のみである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、地方公共団体が行った換地処分に基づき実施することから、地方公共団体が協力するのは適当である。
11	有識者の見解		－

12	評価結果の反映の方向性	スマート農業の導入や担い手への農地の集積・集約化、地域計画と連携した農地の大区画化を推進する上で、基盤整備等を円滑に実施するための本租税特別措置は引き続き継続すべきである。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年5月～8月

【別紙】

1．減税見込額積算

・法人税（令和3年度）・・・・・・①

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（法人税率）※2
見込額 ＝	104.748609	×	0.232

・法人税（令和4年度）・・・・・・②

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（法人税率）※2
見込額 ＝	146.862268	×	0.232

・法人税（令和5年度）・・・・・・③

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（法人税率）※2
見込額 ＝	92.283029	×	0.232

・法人税（令和6年度）・・・・・・④

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（法人税率）※2
見込額 ＝	177.430776	×	0.232

・法人税（令和7年度）・・・・・・⑤

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（法人税率）※2
見込額 ＝	39.9317	×	0.232

〇法人税減税見込み額（直近5年分）

①＋②＋③＋④＋⑤ ＝ 130.212 百万円

※1については、土地改良企画課の調査により把握

※2税率は普通法人に適用される税率により算出

・法人事業税（令和3年度）・・・・・・⑥

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（法人事業税率）※2
見込額 ＝	104.748609	×	0.07

・法人事業税（令和4年度）・・・・・・⑦

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（法人事業税率）※2
見込額 ＝	146.862268	×	0.07

・法人事業税（令和5年度）・・・・・・⑧

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（法人事業税率）※2
見込額 ＝	92.283029	×	0.07

・法人事業税（令和6年度）・・・・・・⑨

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（法人事業税率）※2
見込額 ＝	177.430776	×	0.07

・法人事業税（令和7年度）・・・・・・⑩

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（法人事業税率）※2
見込額 ＝	39.931700	×	0.07

〇法人事業税減税見込み額（直近5年分）

⑥+⑦+⑧＋⑨＋⑩ ＝ 39.287 百万円

※1については、土地改良企画課の調査により把握

※2税率は普通法人に適用される税率により算出

・法人住民税（令和3年度）・・・・・・⑪

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（県民税率＋市民税率）※2
見込額 ＝	24.301677	×	0.07

・法人住民税（令和4年度）・・・・・・⑫

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（県民税率＋市民税率）※2
見込額 ＝	34.072046	×	0.07

・法人住民税（令和5年度）・・・・・・⑬

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（県民税率＋市民税率）※2
見込額 ＝	21.409663	×	0.07

・法人住民税（令和6年度）・・・・・・⑭

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（県民税率＋市民税率）※2
見込額 ＝	41.163940	×	0.07

・法人住民税（令和7年度）・・・・・・⑮

単位：百万円

	（特例適用対象額）※1		（県民税率＋市民税率）※2
見込額 ＝	9.264154	×	0.07

〇法人住民税減税見込み額（直近5年分）

⑪+⑫+⑬+⑭＋⑮ ＝ 9.114 百万円

※1については、土地改良企画課の調査により把握

※2税率は普通法人に適用される税率により算出

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。

2．適用実績及び適用見込

区分	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）	令和6年度（実績）	令和7年度（実績）
適用件数	9	25	22	21	19
法人税減税見込額（単位：百万円）	24.30	34.07	21.41	41.16	9.26
法人事業税減税見込額（単位：百万円）	7.33	10.28	6.46	12.42	2.80
法人住民税減税見込額（単位：百万円）	1.70	2.39	1.50	2.88	0.65
減税見込額（単位：百万円）	33.34	46.74	29.38	56.46	12.71